

第5期雄武町総合計画策定審議会議事録（第8回）

【開催要領】

1. 開催日時：平成19年9月19日（水）19:00～21:10
2. 場 所：雄武町民センター 2階会議室
3. 出席者：17名

《審議会委員》

成田 勝弘	会長	真田 一二	委員
阿部 正吉	委員	鈴木 秀子	委員
大井 忠幸	委員	高橋 進	委員
大瀧 政尚	委員	竹田 浩二	委員
加藤 恵美子	委員	土田 文雄	委員
加藤 洋美	委員	平田 徹	委員
木元 之生	委員	横畠 靖	委員
小林 雄司	委員	吉田 雄二	委員
今 哲	委員		

《総合計画アドバイザー》

北海学園大学法学部教授 横山 純一 氏

【会議次第】

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 議 事
 - (1) 各専門部会審議結果について
 - (2) 実施計画書の提示について
4. そ の 他
5. 閉 会

【配布資料（当日配布）】

- 資料1～総務・行財政部会報告（基本計画）
- 資料2～産業建設・環境部会報告（基本計画）
- 資料3～社会福祉・教育部会報告（基本計画）
- 資料4～第5期総合計画基本計画（案）の訂正・追加表
- 資料5～第5期総合計画前期実施計画事業シート（全件） 委員限り
- 資料6～第5期総合計画前期実施計画書コード一覧
- 資料7～第5期総合計画前期財政計画（案）
- 参考資料～第5期総合計画前期実施計画事業一覧表

【概 要】

開 会

(伊藤財務企画課長)

本日は大変お忙しい中、ご出席頂きましてありがとうございます。ただいまより第8回目の雄武町総合計画策定審議会を開催したいと思います。

開催にあたりまして、成田会長よりご挨拶を頂きます。

会 長 挨 拶

(成田会長)

皆さんどうも今晚は。日中、お仕事で大変お疲れのところ、お集まりを頂きまして、ありがとうございます。

現在、10月中に答申をするということで、審議を進めているところでありますけれども、今回は、基本計画(案)の各部会における審議結果の報告と、事務局において実施事業計画(案)及び財政計画(案)が整理されましたことから、その提示をするという内容になってございます。また、北海学園大学の横山教授が本日出席されておりますので、基本計画(案)や財政計画(案)等について、ご助言を頂きたいと考えているところでございます。

今日も9時までということで進めて参りたいと思いますので、ご協力方よろしくお願い致します。

以上で、開会の挨拶を終わります。

(伊藤財務企画課長)

本日の策定審議会は、審議会委員26名中、17名の出席を頂いております。従いまして、審議会が成立しますことをご報告申し上げます。

それでは、成田会長の進行のもとに議事を進めて参りたいと思いますので、会長よろしくお願い致します。

議 事 (以降、会長により進行。)

【(1)各専門部会審議結果について】

(成田会長)

それでは、別紙議案に基づきまして、進行して参りたいと思います。

最初に、各専門部会より基本計画案の審議状況をご報告頂きたいと思います。

資料1の「総務・行財政部会」からお願いしたいと思います。

(高橋部会長～総務・行財政部会)

お晩でございます。総務・行財政部会ですけれども、審議項目となっていた《政策目標5 ささえあい・雄武～協働によるまちづくりの推進～》の『基本施策22 住民主体のまちづくりの推進』と『基本施策23 多様な交流の推進』、また、《その他の政策目標》についても若干の意見がありましたので、併せて

ご説明申し上げます。

『基本施策 22 住民主体のまちづくりの推進』では、自治会においては、防災組織の構築とともに「ボランティア組織の構築」、「高齢者に対する見守り隊の設置」といったものが必要である。これは、災害時における一人暮らしの高齢者への対応など、自治会単位での見守り隊の設置というようなことも必要ではないかということでもあります。こういう意見をもとに、部会としましては、「基本施策をとりまく環境変化」の記述の中に、自治会等において高齢者への目配りが必要になっているなど、高齢化社会における地域活動についての現状認識の説明内容を追加表記する必要がある。また、「単位施策の内容」の(1)「地域づくり活動の推進」の記述の中に、自治会活動の一つとして“ボランティア組織の構築”及び“高齢者に対する見守り”といった内容の追加表記が必要であるということでもとめました。次に、町民主導イベントについては、主催団体に対する金銭面での支援だけではなく、イベントを立ち上げやすい環境づくりが必要である。また、イベントに関する補助制度、これは、イベントによっては道の助成金が付いたりするので、そういった内容について、行政側からの情報提供も必要であるということです。こういう意見をもとに、部会としましては、「単位施策の内容」の(1)「地域づくり活動の促進」の記述の中に、“町民主導イベントを支援する”といった内容の追加表記が必要であるということでもとめました。

『基本施策 23 多様な交流の推進』では、地域間交流については、行政の支援も必要だが、お金をかけないボランティアでの実施や、民間での経済交流の推進といったことも必要である。次に、「男女共同参画の推進」の部分では、女性が委員会等に参加しやすい環境づくりといったことが必要である。次に、中国文化に接する機会が少ないことから、中国人研修生との文化交流などができる体制づくりというのにも必要であるという意見がありました。

《その他の政策目標》では、『基本施策 1 農業の振興』の「単位施策(1)土地基盤の充実」について、現在、離農がかなり進んでおり、遊休農地が拡大しているので、地元の民間中小企等への賃貸など、遊休農地の有効活用を考えてはどうかということでもあります。次に、「単位施策(2)担い手(人・組織)の強化」については、認定農業者制度や農業法人制度を取り込んで生産基盤の強化を図ることが必要である。「単位施策(3)生産技術の向上」について、農業改良普及センターだけが指導機関ではないことから、“同一の関係機関、大学等が連携して”という表記の方がよいのではないかということです。また、農家にとっては生産技術だけではなく、実際の経営(マネージメント)も重要なので、「生産技術及び経営改善の向上」という題目の方がスムーズであるということです。「単位施策(4)安全・安心な農業の振興」について、本町の農業に関しても地球にやさしい農業の構築ということで、遊休地を家畜飼料の

原料やバイオマス燃料の原料生産に活用するといったことに触れてはどうか。「単位施策（５）農業による地域の活性化」では、北海道の総合計画（原案）の中でも、農業・漁業・林業を含めた６次産業化の取り組みということで、“グリーン・ツーリズム”を捉えているので、そういったことも含めて協議が必要ではないか。

『基本施策５ 観光の振興』につきましては、ホテル日の出岬やキャンプ場、道の駅などの観光資源については、町民の声を反映した施策展開が必要である。また、ホテル日の出岬について、雄武には旬のものが沢山あるので、地域独自の特色を生かした料理を提供すべきである。

『基本施策６ 保健・医療の充実』では、国保病院は町立なので、例えば、院長が町民に向かって健康理念や医療についての講演をするなど、国保病院側からアクションを起こす場があればよい。AEDについては、雄武町でも様々な所に配置がされ、講習会の実施など普及し始めているが、AEDの普及は今後も続けて行くべきである。歯科保健の分野については、町として真剣に取り組めば大きな予防効果が得られるとともに、医療費も抑制できると思う。

以上が専門部会で話し合われた内容でございますので、ご報告申し上げます。
(成田会長)

はい、ご苦労様でした。

次に、「産業建設・環境部会」、倉本部長さんは本日来られていないようですので、吉田部長代理さんに資料２の説明をお願い致します。

(吉田部長代理～産業建設・環境部会)

お晩でございます。本来でありましたら、倉本さんがご説明されるところでありますけれども、所要のため、私が代わって説明して参りたいと思います。

審議の結果ということで、私どもの産業建設・環境部会が担当しておりますのは、《政策目標１ はつらつ・雄武～地域産業の振興～》及び《政策目標４ うるおい・雄武～生活環境・生活基盤の充実～》といった内容でございます。《政策目標１ はつらつ・雄武～地域産業の振興～》について、基本施策全般につきましては、それぞれ数字がかなり多く入ってきておりますので、これらの数字がかなりシビアに見られると思います。これは、農業、漁業、水産業や商工業など、具体的に経営をされている方々がこの数字を見ることとなりますので、産業団体の認識と大きくかけ離れていない数値が望ましいのではないかとこの内容でございます。

それから、『基本施策１ 農業の振興』、『基本施策２ 林業の振興』、『基本施策３ 水産業の振興』、『基本施策４ 商工業の振興』、『基本施策５ 観光の振興』ということで、大きく５つの施策に分かれておりますけれども、これにつきましても、農業であれば農協、漁業であれば漁組さん、林業であれば森林組合さん、それぞれそれらの立場の団体がありますので、基本的にはそれらの

団体とある程度数字の積み上げをされていると思いますけれども、基本ベースとしてそれぞれ数字の捉え方が違いますので、これについてはそれぞれ数字の根拠があればいいのではないかという認識のもとで、先ほどの「総務・行財政部会」の中では、特に農業の振興の部分についてはかなり細かくご報告されておりましたけれども、私どもの方では、基本的な全体の流れとして受け止めているという内容でございます。ただこの中で、『基本施策5 観光の振興』については、ホテル日の出岬の部分ということで記載をしておりますけれども、最終的に部会の総意ということでアンダーラインを引いておりますが、雄武町の大きな観光資源であるホテル日の出岬について、“地元の食材を使うなど、利用者に満足される料理を提供する”といった内容の追加表記が必要であるということでありまして、この点につきましては、他の部会でも同じような内容が話し合われておりましたが、部会の総意ということで今回ここに載せさせて頂いております。

それから、『政策目標4 うるおい・雄武～生活環境・生活基盤の充実～』ということでありまして、『基本施策15 環境の保全』では、家庭から出るごみの量、リサイクル率、年間埋立量といったものにつきましては、さらに町民の皆さんの協力を得て実行して行くべきではないか、という内容でございます。それから、『基本施策16 交通体系の整備』について、雄武町につきましては国道の拡幅があった時から道路の両側に花を植えているわけでありましてけれども、実際にはかなり高い街路樹が伸びてきておまして、十字路の出入口で非常に見づらい面もあるということで、こういった危険な箇所については考慮が必要ではないかという内容であります。次に、『基本施策19 消防・救急・防災体制の強化』ということで、防災体制については、結果的には町民の方々の中で、特に対応の部分では自治会が最もうまくまとめられるということで、自主防災組織というのは非常に有効的ではないかということで、今後これらに力を入れて行ってはいいのではないだろうかということでありまして。

今回私たちの部会で話し合われた内容は以上ですので、ご報告を終わらせて頂きます。

(成田会長)

はい、ご苦労様でした。

次に、「社会福祉・教育部会」、大瀧部会長さんに資料3の説明をお願い致します。

(大瀧部会長～社会福祉・教育部会)

社会福祉・教育部会で審議された内容について、ご報告したいと思います。部会につきましては資料3にもありますとおり、8月22日に部会を開催しまして、『政策目標2 むくもり・雄武～保健・医療・福祉の充実～』と『政策目標3 のびやか・雄武～教育・文化の振興～』といった内容を審議しており

ます。

審議結果であります。《政策目標2 めくもり・雄武～保健・医療・福祉の充実～》では、『基本施策全般』について、雄武町では「子ども見守り隊」という組織が出来ているというような中において、こういった組織を支援する具体的な事業展開ということも期待されるのではないかと。それから、基本構想で表記されている“まちぐるみで見守り”では、高齢者や障がい者といった部分については、それぞれ基本施策として出てきているが、“子どもの見守り”といった部分については具体的な内容が出ていないことから、この部分の内容を記載し、事業展開して行くということが必要ではないかという意見があり、部会としましては、子どもに対する“まちぐるみの見守り”について、具体的な事業展開を含めた中で施策に反映する必要があるだろうということで意見をまとめております。それから、『基本施策6 保健・医療の充実』については、単位施策「(5)地域医療体制維持の確立」の表記について、“道立紋別病院”に限定するのではなく、“他病院との広域的なネットワーク化”というような記述にした方がよいのではないかと、という意見が出されておりました。それから、『基本施策9 障がい者支援の充実』の部分では、“発達障がい者(児)の増加を受け”と表現しているが、“発達障がい”の定義は難しい部分もあるので、“増加を受け”という表現をするのは如何なものか、という意見がありました。また、学校教育の中でも障がい児の支援体制といったものが、今現在、義務教育の段階では行われておりますし、それから高等学校の中でも、こういったような内容の部分が徐々に出てきているということでございます。

《政策目標3 のびやか・雄武～教育・文化の振興～》について、一つ目の『基本施策12 学校教育の充実』の中では、資料3の2ページ目、一番下のアンダーラインの部分でも触れておりますが、“家庭教育の充実”ということがかなり重要になってきているのではないかと、ということが話し合われました。それから、地域ぐるみで学校に関心を持ってもらうということは大切であり、学校教育の中では、開かれた学校ということで地域に色々なことを発信するということを行っておりますけれども、地域の人たちも感心を持って学校を色々な形で見て行くということが必要ではないか、という意見が出されておりました。それから、基本施策の指標として「AETによる英語時間数」「パソコンの時間数」といったものが出されておりますけれども、それ以前の基礎的な学習の面に目を向けるということも大切ではないか、という意見も出されておりました。それから『基本施策13 生涯学習・生涯スポーツの推進』では、特に、家庭教育の重要性ということが最近の話題として出てきておりますので、この“家庭教育の充実”ということについて、『基本施策13 生涯学習・生涯スポーツの推進』の中で反映する必要があるのではないかと、といったことで意見をまとめております。

基本施策としては、アンダーラインの部分に含まれる大きな2点について、より反映をお願いしたいという部会での意見でございました。以上です。

(成田会長)

はい、ご苦労様でした。

ただいま、3つの専門部会からそれぞれ報告がございました。ここで、部会から報告のありました事項についての全体審議を行いたいと思います。ご意見、ご質問等があればお聞かせ願いたいと思います。

(竹田委員)

よろしいでしょうか。私どもの「総務・行財政部会」では、《政策目標5》と《その他の政策目標》ということで、『基本施策1 農業の振興』に関して少し意見を述べさせてもらいましたが、吉田委員の言われるとおり、あくまでも農協といった経済団体がやらなければいけない部分もあるのでしょうか。我々の捉え方としては、行政として農業をどう振興して行くべきなのかという中身であり、決して農協で何かをやってくれということではないので、語弊がないように申し上げておきます。

(成田会長)

お答えは必要ですか。

(竹田委員)

いえ、結構です。あくまでも、行財政から見た農業振興というものについての意見であるということで理解してもらえれば、それで結構です。

(成田会長)

その他、ございませんか。

(真田委員)

一つよろしいでしょうか。

(成田会長)

はい、どうぞ。

(真田委員)

産業の振興によって町全体の各産業の所得を上げる、ということを政策目標にしていますが、町職員の数に平成24年度目標で130名に設定されていると思います。それで、町民の人口が減って行く中で、職員数が現在の132名が130名ということで、言わば現状維持のパターンになるかと思いますが、この辺について、「総務・行財政部会」の方で何か意見等は出されなかったでしょうか。

(高橋部会長～総務・行財政部会)

話題としては出ておりました。今言われたように、2名しか減らないのかということで話が出まして、その点については事務局の方から説明がありました。その内容については、事務局の方から説明してもらった方がいいと思います。

(伊藤財務企画課長)

それでは、私からご説明いたします。部会の中で職員数についてのご質問がございまして、その時にお話したのは、雄武町では過去5年間において、これは平成11年から16年の5年間ですが、民間委託ですとか新規採用者の抑制といったものを含めまして、合計52名が純粋に減少しているというお話をしました。また、定年退職される方はいるのですが、退職者の不補充ということもあり、この指標では職員数は大きく減らないことになっておりますが、それ以前に、平成11年から16年にかけて職員の減員があったということをご報告いたしました。

(真田委員)

私はどうも心配性なところがありまして、町の運営をして行くためには税金と言いますか、それが入ってきて初めて町の運営費用が確保されるのだと思います。町も会社と同じように、収入があって初めて行政を執行して行くためのお金が用意されるのだと思います。この予定の部分の収入が、今後5年間の中で見込みどおり進んで行くのかどうか。今、国や道から市町村に沢山の仕事が回ってきているというか、押し付けられていると言った方が職員の人たちにはいいのでしょうか。そういうような状況ですから、ある程度職員の数が必要だということは理解するんですが、ただ、給料が変わらないという前提にはなっていると思いますが、それを維持していくだけの収入が町にあるのかなということが少し心配なので、その辺について、収入の状況によっては見直すことができる余地程度は、文言の中で表現できたらより良いのではないかなと思うんですけれども、その辺について専門の横山先生どうでしょうか。

(横島委員)

定年で辞めていく人というのは給料が高いわけでしょう。人数面だけを捉えるというのは、私は如何なものかと思えます。最近よくある事例というのは、外注に出して本体が段々と無くなって行くという状態、そうするとその責任は一体どうなるのかということになります。この辺のところについては、当然、計算に入っていると思いますが。民間会社でも、外注、外注ばかりで、本体が何も無いというような例が結構多いわけでしょう。その辺の考え方からすると、あくまでも町本体の現在の金額、いわゆる財政面と人数面というのは、人数が自然減になって行くわけですから、定年で辞める人の給料と新しく入ってくる人の給料には大きな差があるので、人件費については段々と減って行くのではないかと私は思いますが、如何でしょうか。

それともう一つ、勤めている人はあくまでもその地域に居てもらわなければ、夕張みたいに結局、外地から来た人がみんな辞めると、ほとんどその地域から居なくなるという矛盾も出てくるので、この辺のところの縛りというか、役場に現実に働く人の場合は雄武町に住む、というようなある程度の規定というか、

あるのかもしれませんが、その辺は、はっきりした方が私はいいと思います。
(横山教授)

先程ちょっと、私の方に話を振られましたので、すぐには直接的にお答えできないんですが、これは行政の方から説明をしてもらえばいいと思うのですが、資料7(第5期総合計画前期財政計画案)の6ページ目をご覧頂きたいと思います。ここに「歳出」というものがありまして、ここには、人件費ですとか、扶助費、公債費といったものがここに載っております。そこで、人件費を見て頂きたいと思うんですが、平成19年度で8億8,883万1千円のもの、平成24年度には7億8,290万5千円ということで、約1億円の人件費が減っています。職員数は微減なんですが、約1億円減るということで、この辺について事務局から説明してもらえますか。

(事務局～財政係長)

後程、皆さまにご説明をする資料であります。話がありましたのでご説明致します。人件費については、平成22年度で130名という集中改革プラン(第3次雄武町行政改革基本方針に基づく行政改革プラン)による定員の数値があります。これを維持したと仮定した状態で試算した数字をここに掲載しております。現状よりは2名減になりますけれども、退職者の入れ替え等によりまして、最終年次には約1億円の減と見込んでおります。この中には、職員給だけではなく、議員報酬、それから皆さまのような各種審議会等の委員報酬、それらも含めた人件費というふうになっておりますけれども、そういった中で約1億円の減というような試算をしております。

(成田会長)

ただいま、横山先生、事務局よりご説明がありましたけれども、お分かりでしょうか。

(真田委員)

はい。この人件費について、他の名目で支出されることはないんですよね。報償費や日当など、何か他の名称で人に対して支払われる分のお金は含まれていないんですか。

(事務局～財政係長)

厳密に言いますと、臨時職員の賃金につきましては物件費の扱いになります。それから若干ですけれども、例えば施設整備等、この表で言いますと普通建設事業費にわたる部分ですけれども、こういった補助事業の場合は附帯事務費というような形で人件費が若干みられるケースがあります。その場合には、その中に計上される形になります。基本的には人件費の中に入っているというふうに見て頂いて結構であります。

(真田委員)

今回のこの物件費というのは、全額が臨時職員の賃金ということではないん

ですよね。その一部ですよね。

(事務局～財政係長)

一部です。この中では、率で言うと0.0何%か、あるいはもっと0が付くといったような極わずかな率になります。

(成田会長)

なお、この財政計画案については、実施事業計画案と併せて後程また、ご説明を頂くこととなります。

先程、3部会から報告のありました事項について、皆さん方からのご質問、ご意見等があれば頂きたいと思います。ございませんか。

それではここで、先程もご発言を頂きましたけれども、3専門部会の報告についてのコメントを横山先生にお願いしたいと思います。

(横山教授)

部会では、8月中に2回ないし1回の議論をされてまとめられたということですが、この中にはすごく重要なものと、そうではないものもおそらくあるのではないかと思います。そういう面で言うと、しっかりと議論をして、意見を取り入れるものは取り入れて行く、こういったことが大切になるのではないかと思います。その時には、行政の側と委員会のキャッチボールも非常に大切になるんですけれども、行政の側としたらこれを入れるのはちょっと難しいですとか、入れる必要がないですとか、そういうものもあると思います。ですから、そこら辺をやはり行政の側と専門部会で出たものをすり合わせして行く、あるいは意見交換をして行って、どれを盛り込んで、どれを盛り込まないのかということ協議して行く必要があるのではないかと思います。本当に良い意見が沢山出ておられて、例えば、高齢者に対する見守りですとか、ボランティア組織の構築ですとか、そういう高齢社会に対応する地域の自治会活動のようなものは、これからは本当に大切なことなのではないかと思います。また、中国人研修生との文化交流がうまくできれば、それも良いことだと思います。そういったものの意見交換をされて行けばいいのだと思います。それから、2つの部会からホテル日の出岬の料理に関して、もっと地域独自の特色を生かしたものを提供すべきであるといったようなご意見が出ておりましたけれども、行政側はどうお考えになっているのか分かりませんが、そういったものも意見交換をして、こういう実態があるのであればそのことを盛り込んで行くですとか、そういったようなことが必要になってくるのではないかと思います。そういうことで、おそらく必要なものと必要でないもの、重いものと軽いもの、行政側ではこれは難しいというものとすぐに取り入れられるもの、色々あると思います。その区分けが大事なのではないかというふうに思います。

(成田会長)

ありがとうございました。

今日の審議会では、部会からの意見、提言等が沢山出されているわけであり
ますけれども、ただいま横山先生からもご意見がありましたように、そういう
必要なもの必要でないものの取扱いについては、答申案審議の際に行いたいと
考えております。こういった意見を答申案に入れるかどうかについては、今日
の時点ではなく、答申案審議の時に行いたいと思います。ただいま、横山先生
からもご意見を頂きましたので、これを十分参考にして取り進めたいと考えて
おりますけれども、ご了承頂けますでしょうか。

《各委員》

了承。

(成田会長)

ありがとうございました。

(横山教授)

もう一言よろしいでしょうか。この部会意見の中で、家庭教育の充実という
ことで、基本は家庭教育であるという意見が出ておりましたけれども、これを
どこに盛り込むかということがあると思います。盛り込み方も大事になるかも
しれません。学校教育の中に盛り込むとしたら、どういうふうに盛り込んだら
いいのかですとか、それから生涯学習の中に盛り込む、いわゆる基本施策 12
に盛り込むのか基本施策 13 に盛り込むのか、そういった検討も必要になるの
かなと思います。それから、道立紋別病院に限定するのではなく、他病院との
広域的なネットワーク化といったような記述にした方がよいということなん
ですが、地域医療体制維持となってきた時には、やはり道立紋別病院なのだと
思います。プライマリーケアは町立国保病院ということになるのでしょうかけれ
ども、どの程度、名寄や遠軽の病院との広域的なネットワーク化を必要として
いるのかということ、議論があるところかなと思います。勿論そちらの病院
に行かれる方がいるにしても、基本はプライマリーケアは国保病院で行って、
そして道立紋別病院というのは、広域的な地域という点で言うと重要な役割を
果たすのではないかと、私はそういうふうな感じがしております。

(横島委員)

それと同じ意見は部会の中でも話がありました。ただ、基幹病院ということ
で何か誤解があるのか、基幹病院ということで絶対そこの病院に行かなければ
ならないのかということになるかと思う。基幹病院として道立紋別病院がある
のだということは、部会での話し合いの中でもありました。そういう捉え方と
してはあったんだけど、文章化したときには如何なものかということです。

(真田委員)

発言してもいいですか。

(成田会長)

はい、どうぞ。

(真田委員)

北海道の計画案としては、雄武町の国保病院は診療所にというようなことが出ていたと思います。それで基幹病院は、道立紋別病院になっているようですが、けれども。もし救急車を呼んで、家族の人たちが名寄の病院に行ってくださいと言った時、国保病院に入ってから名寄の病院に行ってくださいと言った時に、その選択の余地は残されるんですか。

(横山教授)

基本的に、患者さんは自分の意思で行けるとと思います。プライマリーケアは雄武の病院で受けましたと。それで、これではやはり難しいという時には道立紋別病院に行かれる方もおられるでしょうし、基本は道立紋別病院が一番いいわけですがけれども、場合によっては札幌の病院、旭川の病院ですとか、名寄の病院だけではなく他にもあります。そういうことで、患者さんが必ず道立紋別病院に行かなければならないというわけではないということです。ただやはり、地域の医療ネットワークをつくるということになりますと、割と近い所の基幹病院ということに、基本的にはなると思います。ただ、医療の問題というのは非常に難しいと思います。

(横島委員)

患者さんが希望した所に運んでくれるんですよね。運んで欲しいということになれば、管轄が外れると交通費はかかるかもしれないけれども希望した所に運んでくれます。ただその辺が、一般はあまり分かっていないと思います。

(横山教授)

ただこれは、救急医療だけの話ではないでしょう。もっと広い地域医療全体ということですよ。

どういう表現をするかという時に、これを入れるか入れないかということを行行政側と議論して頂ければと思います。

(成田会長)

先程ご説明があったように社会福祉・教育部会からは、道立紋別病院に限定するのではなく、他病院との広域的なネットワーク化というような記述にした方がよいとの意見、提言がされております。ただいま、横山先生からもお話がありましたけれども、先程申し上げましたように、この扱いについても答申案審議の時に再協議をしたいと思います。

その他、何かご意見はございますか。

(大瀧部会長～社会福祉・教育部会)

先程お話がありました、家庭教育の部分ですがけれども、これは『基本施策 13 生涯学習・生涯スポーツの推進』の中に入れることができないだろうかということで、資料6にもありますように、ここには基本施策、単位施策というのが出ておりますけれども、この基本施策 13 の中には、単位施策として特に

具体的な形の中での家庭教育という文言が無いということで、こういったところで家庭教育というものを反映できないか、ということであります。ただ実際には、資料5の『前期実施計画事業シート』の中に計画としてある程度出てきておりますので、例えば、家庭教育推進事業ですとか、そういった形で何らかの事業展開がされて行こうとしているとは思いますが。現在、家庭教育というのが非常に重要視されている中で、この単位施策の中に具体的な文言が無いという部会での意見ですが、この内容を盛り込むとしたら、『基本施策13 生涯学習・生涯スポーツの推進』の部分しかないと思います。その他は、『学校教育の推進』、『芸術・文化の振興』ということになりますので、この『生涯学習・生涯スポーツの推進』の中で反映していくことはできないか、そういった意味での意見として出しております。

(横山教授)

具体的には、そういう形になるんでしょうけれども、まさに教育というのは学校だけではなくて家庭も大事ですよ、地域ぐるみで学校に関心を持つということは大事ですよといったようなことであれば、具体的な施策としては、確かに生涯学習の中に入れるのは可能なかもしれませんが、『基本施策12 学校教育の充実』の「基本施策をとりまく環境変化」という中に文章で入れるということも一つではないかと思えます。つまり、教育については、学校教育は非常に大事であるけれども、それと同じように家庭教育も大事であるということを入れたら、それから、地域ぐるみで学校に関心を持ってもらうということは大事であるということを入れたら、そして、具体的な施策としては、確かに生涯学習の中に入れるというふうにしてもいいのではないかと思います。それだけ家庭教育が大事だということをご発言されている委員の方もいらっしゃるわけですから。そういった意味で、学校教育の中に入れてもいいのではないかなと思えました。生涯学習の中に入れてしまうと、そこだけにしか入れないと、家庭教育が学校教育と同じように大事だということが少し弱まるのではないかという気がしたんですが、そんなことはありませんか。

(大瀧部会長～社会福祉・教育部会)

家庭教育というのは、学校教育と社会教育に大きく分けた場合、どちらかと言うと、社会教育という中に入ってくると思いますし、生涯学習というのは、もっと大きなくくりになってくるのではないかということで、ここではあえて、生涯学習の中に入れて行ったらいいのではないか、という部会での意見でありました。

(成田会長)

その他の事項について、何かございますか。

これから、実施事業計画案及び財政計画案等の説明もございますので、次に進めてよろしいですか。

《各委員》

はい。

(成田会長)

それでは、実施事業計画案及び財政計画案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局～企画調整係長)

それでは、お手元の資料に基づきまして説明をさせて頂きたいと思います。

まず、実施事業計画案の説明をさせて頂く前に、お手元の資料4でございますけれども、『基本計画(案)の訂正・追加表』を配布させて頂いております。基本計画の49ページであります。その中に基本施策指標として「介護給付費総額」というものがございまして、お示しした段階では、3億8,150万2千円という金額でありましたけれども、所管課から訂正の報告がございまして、再精査をした結果、4億3,222万4千円という給付費になるということでありますので、ここは訂正ということで整理させて頂きたいというふうに思います。次に、基本計画の50ページでありますけれども、これも基本施策指標に関わる部分でございまして、当初黒丸で数字が入っていなかった部分であります。まず、「AETによる英語の児童・生徒あたり時間数」であります。追加後の記述等ということで、平成18年度の実績が児童につきましては、年47時間、平成24年度目標は年48時間、生徒については、平成18年実績が年34時間、平成24年度目標は年37時間あります。もう一つは、基本施策指標の「パソコンの児童・生徒あたり時間数」でありますけれども、18年度の実績が児童につきましては年124時間、生徒が年10時間、24年度目標は児童が年132時間、生徒が年46時間あります。この基本計画は、前回配布させて頂いた基本構想と前期基本計画のページでありますので、資料がお手元がない場合につきましては、後程この資料4と付け合わせをして頂きたいというふうに思います。

続きまして、資料5につきましては番号が欠落しておりますが、この資料5はバインダーに入っているものの総体を資料5とさせて頂きたいと思います。そこで資料5の説明でございますけれども、『実施事業計画案』でありまして、この実施計画事業をそれぞれ1つずつ説明するというのではなくて、見方を含めまして概略の説明をさせて頂きたいと思います。実施計画につきましては、基本構想及び前期実施計画を実現化する手段としての計画事業でございますけれども、先般、町長ヒアリングを行いまして、最初の【第5期総合計画前期実施計画事業総括表】でございますけれども、まとめますとこういった内容になっております。この見方でありまして、5つの政策目標に分けておりまして、合計でどの位の事業数と5年間の事業費総額になるかといったところでは、事業数が274事業ございまして、5年間の政策事業、実施事業の総額

が98億4,237万7千円となっております。そこで、事業優先度A、B、Cというのがございます。この意味でありますけれども、資料の6をご覧頂きたいのですが、『第5期総合計画前期実施計画書コード一覧』ということで、色々な事項をコード化して意味を持たせております。一覧表の3ページ目に、【事業優先度コード】というのがございまして、これに基づきまして、事業の優先度の位置付け、重要度の位置付けを示してございます。Aにつきましましては、地域力の向上ということで活力・生産・協働のために最優先して行うべき事業ということでございまして、もう一つは、前期基本施策を実現するために重要な事業という位置付けのものがAという事業でございまして、それに準じまして、1ランク下がるわけではありますが、Bの事業というものにつきましましては、前期基本施策を実現するために行うべき事業。それからもう一つ、Cという事業がございまして、これは、政策的に実施すべき事業であるが、今後の動向等に調査を要する事業というふうにしてございます。分かりにくい部分があると思いますが、色々と国の制度等で動くものもございまして、直ちに着手したいけれども少し見極めをしなければならぬですとか、または財政上の問題等から、少し様子を見る、精査をしなければならぬといった事業をCとしております。この総括表であります。A事業の構成を見ますと、「1 はつらつ・雄武～地域産業の振興～」と「4 うるおい・雄武～生活環境・生活基盤の充実～」といったところが40%以上ということで、高い割合で事業費が構成されているということでございます。先程、全体で98億というふうに申し上げましたが、Aの事業というのが66億5千万円でございます。その下に、参考ということで全体構成を載せてございますけれども、A事業の総体については全体の7割弱というような構成となっております。以下、総括表の2ページから6ページでありますけれども、これは各政策目標ごとに、それぞれ基本施策が分かれております。例えば2ページですと、「基本施策1 農業の振興」といった部分では、事業の位置付けとしましてAの事業が14事業ありまして、約15億円の事業費、政策目標の中での事業費の構成では47.5%という大きな割合を占めているということになります。3ページ以下、それぞれの政策目標ごとに整理している内容のものでございます。そこで、総括表の次に載せております資料でございまして、折り込んでいますものであります。この【第5期前期実施計画事業一覧表】というのが、事業一覧と目次ということになってございます。最初に、NO.というのがございまして、これが後に出てくる1枚ごとの前期実施計画書(事業調書)の通し番号であります。それで政策目標、基本施策、単位施策とありますが、ここの数字は資料6にあります『前期実施計画書コード一覧』の【第5期総合計画体系コード】と整合するところでありまして、次に、事業名がございまして、その事業の事業期間、その次に会計区分とありますが、一般会計ですとか特別会計といった、その会計の名称を入れてござい

ます。次が、先程申し上げました事業の優先度、A、B、Cというのがございまして、この事業の担当課を次のところに載せてございます。その次の事業費については、各事業調書に細部が載っているわけでありまして、各事業の全体事業費、それから20年度から24年度が前期の計画でございますので、各年度の事業費を載せております。例えば、1番目の事業では、平成22年度の事業でありますので、平成22年度に事業費が載っているわけでございます。次に、【前期実施計画書(事業調書)】について見方を含めて説明をさせて頂きたいと思っております。例えば1ページ目でありまして、これについて説明を致しますと、左上から政策目標、基本施策、単位施策にそれぞれ数字がありまして、先程の資料6のコードを載せてございます。そして事業名、事業期間がありまして、次の事業主体というのは、雄武町となっているものについては町が実施するものであり、場合によっては団体が実施するものもありますので、その場合は団体名、また、産業まつりですとかそういったものは実行委員会となりますので、そういった場合は実行委員会名を載せてございます。それから、今までそれぞれの政策目標に指標を設定致しまして、その次に基本施策として基本計画に基本施策指標を設けました。実施事業計画としましては、この事業についての指標というものを設定してございまして、次の事業指標、事業目標というものを載せてございます。次に、住民参加、住民協働という欄がございまして、ここは、その事業に対して住民参加や住民協働がある場合にその内容を載せてございます。次に会計区分がありまして、その次が事業優先度であります。その次が政策事務分類ということで、聞きなれない言葉だと思っておりますが、例えば、役場でやっている仕事につきましては、法律で町がやらなければならないという事務というものがございまして、それから、条例で町が単独でやっているものもありますし、補助金等のように任意でやっているものもあります。こういったものを政策事務分類として、コードにつきましては資料6に載っておりますけれども、このような分類をしてございます。それから、見直し年度でありますけれども、この1ページ目は空欄になってございますけれども、基本的に5年間の事業の中で、その事業を独自に見直す予定をしているものについて、ここに載せてございます。基本構想の中でご説明申し上げましたとおり、また、基本構想の中に載っているわけでありまして、基本的には3年目に計画の見直しを行うこととなりますので、この欄に見直し年度が入っていないものにつきましても、平成22年度に全て見直しをするという前提でございまして、次に担当課を載せてありまして、次の関係課でありますけれども、この関係課というのは、例えば、保健予防事業などでは保健福祉課と教育委員会が密接に関わってくるということがありますので、そういった場合に連携・協力する課ということでここに載せてあります。次がハード/ソフト事業区分でありますけれども、例えば、建物や道路を造るといった場合にはハード事業、それ以外

のものについてはソフト事業ということで整理しております。それから、次の関係例規・法令名でありますけれども、この事業の実施根拠が法律であったり、条例であったりする場合に、ここにその名称を載せてございます。それから、関係個別計画名というのは、町で立てている計画、以前の審議会で町が立てている計画の一覧を配布させて頂きましたけれども、そのような計画の中に位置付けられている事業である場合については、ここにその計画名が載っております。それからこの下の欄でありますけれども、まず左から申し上げますと、全体計画、事業内容がありまして、事業費総額、次にその事業費の財源内訳がございまして、財源内訳については、国から入ってくる国庫支出金、北海道から入ってくる道支出金、それから地方債については、起債と言われる借金の部分でございまして、それから、その他財源というのはそれ以外の財源でありまして、一般財源につきましては町税、地方交付税といったものになります。それを各年度ごとに、実施する事業を小分けにしたものがその右以降に出てくる内容でございまして、それから、関連事項という部分でございまして、財源内訳の中に一般財源というのがございまして、それ以外のものを総称して特定財源と呼んでいるわけですが、この特定財源がある場合につきましては、特定財源の詳細等の欄に記載をしております。その下の、第4期総合計画関連の欄につきましては、この1ページ目では、継続無しとなっておりますが、例えば、医療費助成といった事業のように、今の第4期計画から引き続き実施する事業がございまして、こういったものにつきましては、継続有りということで載せてございまして、それから、評価・実績という欄がありますが、これは事業を実施した年度ごとに、その評価・実績を載せて行く欄でございまして、具体例として一例を挙げて説明をさせて頂きたいと思っておりますが、実施計画書の34ページをご覧いただきたいと思っております。34ページは、事業名が水産業振興構造改善事業となっております。この事業につきましては、ほたて貝の中間育成、これを沖に出すという事業でありまして、20年度から22年度の事業として、中間育成施設を251個設置するというものでございまして、全体計画と致しましては、総事業費が6億4千万円となっております、町の補助金として6,262万円支出するといった内容のものでございまして、3年度での事業でありますので、20年度で実施する内容につきましては、漁場造成、中間育成施設の引揚げ、嵩上げ、沈設、資材といったようなことで個別の事業内容が載っております。事業指標が中間育成施設設置個数ということになっておりまして、事業目標が全体で251個設置ということになっておりますことから、3年間で251個ということになります。平成20年度を見て頂きまして、下の方に年度目標値という欄がございまして、20年度は140個、隣の21年度は87個、22年度は24個といったように年度目標値を設定してございまして、実施計画書は大体このような形になっておりまして、5年間続く事業、1年で終わる事業、

ある年度のみ実施するといったような事業もそれぞれございます。それから、実施計画事業でありますけれども、必ずしも予算が伴う事業だけではなくて、私どもではゼロ予算事業とっておりますが、いわゆる事業予算がなくても、これまでご議論を頂いた政策的な位置付けとして必要な事業については、ゼロ予算事業として載せてございます。第4期計画の場合につきましては、必ず、事業予算が付いているものが実施計画事業となっておりますけれども、今回の第5期計画については、事業予算が伴わないものも含まれておりますので、ご承知おき頂きたいと思っております。それと、この【前期実施計画書(事業調書)】でありますけれども、常に5年間見渡せるようになっておりまして、この内容については毎年、このような状態で公表するというふうに考えたいと思っております。ただし、これを全部印刷して全戸配布するという事は難しいと思っておりますので、町の公式ホームページにこの内容を掲載するですとか、概略について町広報誌に掲載もしくは全戸配布する、または図書館に設置したりということで、常に進捗状況が分かるようにしたいというふうに考えております。この事業調書の並び方についてであります。この調書は274事業分あるわけですが、それぞれ政策目標が変わるごとに黄色い仕切り紙を入れておりまして、黄色い仕切り紙が入っているところで政策目標が変わるというふうになってございます。そこで、この実施事業計画については、今後の専門部会の中でご議論をお願いしたいと考えているわけでありまして、議論の内容というのは実施事業一つ一つについて審議して頂くということではなくて、私どもの方では一応の調整をしながら、基本構想及び基本計画を実現する手段としてご提示したわけでありまして、本日ご議論を頂いている基本計画の内容を含めまして、これまでの議論を踏まえた実施事業となっているかどうかというようなこと、それから、こういったものが足りないのではないかと、乖離があるのではないかとですとか、そういったところを中心に専門部会の中でご検討を頂ければというふうに思っております。それからこの事業調書につきまして、それぞれ委員の皆さまのお立場の中で、説明を求める場合も当然出てくるというふうに考えておりますので、専門部会におきましては、役場側から各担当係長、主査職等が出席をして説明を行う体制をとりたいというふうに考えてございます。また、実施事業計画、後程ご説明する財政計画につきましては、当初ご説明申し上げましたように、審議会において直接の諮問事項とはなっていない部分でございます。ここでは関連性があるということで参考としてお示しするという事でありまして、ただこれは、基本構想、基本計画を実現する上で重要な内容になりますので、当然審議の対象ということで認識しております。また、実施計画事業自体に特に議論のあるところについては、手段的な部分でございますので、事務局と致しましては答申書の中に反映をさせていく内容であるのかなというふうに考えてございます。

それから、最後であります、専門部会の割り振りについてであります、今までの基本構想、基本計画で割り振りをさせて頂いた政策目標で分けさせて頂きたいと考えております。産業建設・環境部会につきましては、政策目標1と政策目標4の部分、社会福祉・教育部会につきましては、政策目標2と政策目標3の部分、総務・行財政部会につきましては、政策目標5及び後程ご説明致します財政計画案についてご審議を頂きたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

実施事業計画案につきましては、以上であります。

(成田会長)

次に、財政計画案について説明願ひます。

(事務局～財政係長)

それでは、資料7にあります『前期財政計画案』、これにつきましてご説明申し上げたいと思ひます。

まず、1ページ目であります。「計画策定のねらい」でありますけれども、最初の4行に全てが述べられているわけではありますが、“雄武町の財政計画は、「第5期雄武町総合計画」に基づく施策・事業を効率的かつ計画的に推進するため、将来の財政見通しを予想できる範囲で明らかにするとともに、中期的な展望に立って限られた財源の効率的な運用を図り、健全な財政運営を行うための一定の指針とするため策定するものです。”こういった考えでこの計画案を作成しております。次に、2番目の「計画期間および会計単位」であります。計画期間につきましては、実施計画と整合をさせまして平成20年度から平成24年度までの5箇年間、また、会計単位につきましては、一般会計となっております。印の中にコメントをしてありますけれども、特別会計につきましては、一般会計からの繰出金という形でこの計画に反映されておりますので、そういったことで網羅している計画というふうに整理しております。それから、3番目の「計画策定における試算条件」であります。この5年間におきまして、歳入・歳出の項目ごとに過去の実績や将来の経済情勢見通し、人口推計などを勘案しながら、作成したものであります。今後も健全な財政運営を行うことを第一に考え、第5期総合計画に盛り込まれた実施計画事業の実施や事務事業の合理化・効率化による行政経費削減効果を想定できる範囲で見込んであります。先ほど説明のありました実施計画事業は、A、B、Cの3区分に分かれておりますが、この財政計画ではA、B、C全ての事業を実施するものとして、全てを網羅した形で計画しております。次いで、「歳入」についてであります、それぞれの項目ごとに、平成18年度決算額と平成19年度当初予算額をもとに推計しております。この中においては、第5期実施計画に関わる特定財源等も全て反映したのとなっております。(1)から(6)までそれぞれ項目がありますが、個別の説明については、資料をご覧になって頂きたいと思ひます。

ただ、3ページにあります(6)繰入金に関して若干説明をしたいと思います。繰入金につきましては、「国営かんがい排水事業繰上償還負担金」、先程、実施計画事業の例示としまして事務局より説明しました1ページ目の事業ですが、それからこの種の事業として2ページ目の事業もそうですが、この2つの事業の繰上償還につきましては、後年次の財政負担を軽減する目的で実施しようとするものですが、この分につきましては一般財源相当分のみを見込んでおります。その他の分につきましては、繰入金としての基金の取り崩し等は見込んでおりません。次いで、「歳入」であります。これについては個別に説明したいと思います。最初に、先程も話題にありました(1)人件費の関係であります。この考え方につきましては、退職者の補充を抑制するという事で、定員適正化計画にあります目標人員、平成22年度に全会計合計で130人、これとの整合を図って計画を見込んでおります。また、前期計画の最終年次となる平成24年度の一般会計職員数は、94人ということで推計しております。次に、(2)扶助費であります。平成18年度決算額と平成19年度予算額をもとに、第5期総合計画に盛り込まれた事業の実施を踏まえて推計しております。なお、経常経費分につきましては、高齢者対策等の増額が不可欠な要因を考慮のうえ算定しております。(3)の公債費であります。いわゆる起債の償還の部分であります。これにつきましては、平成18年度までの地方債発行実績および平成19年度に想定している発行に加え、第5期総合計画に盛り込まれた実施事業に係る地方債発行を考慮のうえ、これらを踏まえて推計しております。(4)の物件費であります。物件費につきましては、平成12年度の予算編成以降、経常経費についてはマイナスシーリングで臨んできております。経常経費分につきましては、原則的に平成19年度の当初予算ベース、いわゆるゼロシーリングで計上をしております。また、政策事業分につきましては、第5期総合計画に盛り込まれた事業の実施を踏まえて推計しております。次に、(5)補助費等ではありますが、これにつきましては、物件費と同様の考え方となっております。それから、(6)普通建設事業費ではありますが、平成18年度決算額と平成19年度当初予算額をもとに、第5期総合計画に盛り込まれた事業の実施を踏まえて推計しております。(7)の繰出金ではありますが、現状の実績と第5期総合計画に盛り込まれた事業、これは特別会計の事業もございますが、これら特別会計の事業実施等を考慮のうえ、繰出金を推計しております。

次に5ページではありますが、ここから具体的な数字となります。先程も申し上げましたように、ここではA、B、C全ての事業を実施するものとして推計をしているのであります。(1)が歳入になります。地方税につきましては、若干減少となっておりますが、これは推計人口も減少で見込んでおりますので、これらを考慮のうえ推計をしております。地方譲与税から自動車取得税交付金までは、基本的に前年度と同額で見込んでおります。次に、地方特例交付金で

ありますけれども、現在交付されております地方税減収分の地方特例交付金が平成21年度で廃止になる予定となっておりますので、その分の減少を見込んでおります。地方交付税につきましては、基本的に対前年度比2%程度の減になるのではなかろうかというような推計になっております。ただし、平成23年度につきましては、平成22年度に国勢調査が実施されまして、その人口が平成23年度の地方交付税に反映されるということで、この分について減額幅を少し大きく見込んであります。それから、交通安全対策特別交付金につきましては、平成19年度と同額で見込んであります。その下にあります、分担金及び負担金から財産収入については、基本的に第5期総合計画に盛り込まれた事業の特定財源等を考慮して積み上げております。次に、繰入金であります。先程も申し上げましたように、国営事業の繰上償還があります平成21年度、平成22年度の2箇年につきましては、当該事業の一般財源相当分をそれぞれ繰入するというので、ここに見込んであります。繰越金は、前年同額として見込んでありまして、諸収入につきましては分担金等と同じように、基本的に第5期総合計画に盛り込まれた事業の特定財源等を考慮して積み上げております。地方債につきましても同様に、総合計画の実施計画調書にあります事業の地方債発行予定額を計上してあります。それからその下が、合計、対前年度伸率という形になります。次に6ページであります。(2)歳出であります。人件費でありますけれども、先程も若干話題になりましたが、平成24年度は対19年度比で約1億円の減というふうになっております。それから、扶助費については、ほぼ前年並みという形になっております。公債費につきましては、発行済みの償還が順次終わって行くということ等もありまして、平成19年度は9億1,621万円の負担が、平成24年度では5億4,173万円になる見込みとしてあります。当然のことながら、この5箇年に発行予定の地方債の償還についても、ここには反映されております。以上を義務的経費としまして、小計をしてあります。次の物件費、維持補修費につきましては、ほぼ前年並みであります。補助費等につきましては、平成21年度と平成22年度に大きくなってあります。これは、先程の国営事業の繰上償還につきましては、性質別では補助費等に区分されますことから、それがここに反映されて大きくなっているということでもあります。次いで、普通建設事業費であります。これにつきましては、事業調書をご覧になって頂ければお分かりになると思われませんが、例えば平成21年度では、統合保育所というような計画がございまして、数字が大きくなってあります。積立金につきましては、ほぼ前年並みでありまして、貸付金についても、ほぼ前年並みとなっております。繰出金につきましては、そう大きな変動はないものと見込んでありまして、大体7億円前後になるかと思えます。また、平成20年度から後期高齢者医療制度が始まるわけでありまして、このことによる後期高齢者保険事業特別会計の新設を見込んで

おり、老人保健医療事業特別会計につきましては、給付の精算等の事務が残ることから最終的には22年度限りで廃止になりますが、これらを踏まえた計画となっております。一番下の3つの欄ですが、歳入総額、歳出総額、それから歳入から歳出を単純に差引したいいわゆる形式収支という形で、年度ごとの収支を表しております。平成20年度と21年度で100万円程度、平成22年度で1,600万円程度、平成23年度、24年度は1億円台の黒字というような計画となっております。

最後のページ、7ページであります。5として「財政指数等の見込み」ということで掲載しております。一つ目に、経常収支比率であります。平成19年度84.4%となっておりますが、これにつきましては予想数値であります。平成19年度決算の確定後に数値が確定するものでありますので、予想数値ということで見て頂きたいと思っております。これが、平成24年度、計画5年目には77.9%になるであろうという見込みとなっております。それから2つ目が、実質公債費比率であります。これは当該年を含まない3カ年平均、例えば平成19年度で言いますと、16、17、18年度の数値をもとに、19年度数値ということで確定することになります。ですから、ここに記載している数値、15.4%は確定値となっております。これを平成24年度には、12.1%に持って行きたいということであります。それから公債費比率であります。これも経常収支比率と同じように、平成19年度の決算確定後に算定されますので予想数値になります。これを14.6%から8.6%に持って行きたいということであります。次の起債制限比率であります。これにつきましても、決算確定後の比率算定となります。こちらの3カ年につきましては、当該年を含んでの3カ年平均となりますので、平成19年度の数値は17、18、19の数値で算定されることとなります。これについては、9.5%を5.9%にということで、こういったような指標を設定しております。次の欄は、地方債残高であります。すでに発行している起債の残高及びこの5箇年に発行予定の起債の償還残高、これらを含めた起債の残高であります。これにつきましては、平成19年度が約55億円、それが平成24年度では約40億円というような見込みとなっております。それから次が、基金残高であります。これは、特定の目的のために積み立てた基金、いわゆる特目基金と言いますが、それらも踏まえた一般会計が所有する全ての基金の残高であります。平成19年度で約23億円、これが平成24年度で約20億円というような形になっております。その下には内書きで、財政調整基金と減債基金の残高をそれぞれ載せてあります。これは、いわゆる財政調整機能としてある程度柔軟に取り崩し等ができる基金であります。先程申し上げた、国営かんがい排水事業の繰上償還については、平成21年度、22年度に財政調整基金から取り崩すということで、その分をここで減額して記載してあります。

以上で、財政計画案の説明を終わらせて頂きたいと思います。

(成田会長)

委員各位からの総括質疑については後程、行いたいと思います。

ここで、ただいま事務局より説明があった実施事業計画案及び財政計画案について、横山先生からコメントを頂きたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

(横山教授)

これまでの総合計画というのは、雄武町に限らず多くの自治体でそうなんですけれども、人口が増えるという総合計画を立ててきました。そして、それに合わせるように事業規模も膨らんでいる。しかし実際には、人口は減少傾向にあるというようなことになっている。つまり、実態とかなり乖離してしまうというような総合計画が多かったのではないかと思います。それから、財政計画のようなものをしっかり作って総合計画と連動させて行く、そういったような総合計画もほとんど無かったというのが、今までの実態であったと思います。そういう面では言いますと、今回、雄武町が作ろうとしている総合計画は、財政計画と連動しているということでありますので、これは非常に大切なことですし、全国の自治体の中でも、総合計画と財政計画を連動させるといったような試みはまだそんなに多くないということですので、そういう面では非常に良いことではないかなと思います。また、非常に注目すべきことではないかなと思っております。そこが一番大きいポイントではないかなと思っております。ただ勿論、財政計画を立てて行く時には、なかなか数字的に予測不可能な部分もあります。地方交付税が今後どうなっていくのだろうか、というような問題。つまり、国の政策によってかなり影響を受ける部分というものも勿論あるわけですが、そういうものについてはある程度は仕方がないと思います。何から何までピッタリというわけには行かないと思います。しかし、およその予測値を出して行くということは非常に大切なことではないかというふうに思います。特に今回、AランクからCランクまでの全てを実施したものとして計算をしているということですので、そういう面でも、かなり精緻化されたものであるというふうに言っていると思います。そういうわけで、私自身は財政計画と連動させる今回の総合計画というのは、高く評価していいのではないかと思います。それから、総合計画自体もかなり数値を入れておきまして、基本施策の指標ということで、具体的に平成18年度の実績値、平成24年度の目標値という形で出しているわけですが、これも非常に分かりやすいですし、その目標に向かって数値を上げておきますので、それにかかなりこだわって行かなくてはいけないということですから、この点も非常に良いことではないかなと思っております。

それから、この「第5期総合計画前期実施計画事業一覧表」というのをご覧

になると分かりますように、調書を調べるのはちょっと大変かもしれませんが、検索するといった点においては、非常に親切であると思います。そういう面と言うと、町民にとっては勿論これを見て行くのは大変なことではありますが、このように数字として、根拠として上がっているということで、まちづくりといった時には、常にこの総合計画を生かして行くということに繋がりますので、その点も良いのではないかと考えております。

ただ、一つ心配なことがありまして、総合計画の74ページを見て頂きたいのですが、基本施策については先程、実績値と目標値を入れているということで評価をしたわけですが、基本施策指標の5番目「指定管理者制度導入施設数」、それから「経常収支比率」、「地方債残高」、といった3つの指標であります。この中の「指定管理者制度導入施設数」につきましては、18年度の実績が3カ所で、24年度の目標が17カ所、それから「経常収支比率」が81%から75%未満、「地方債残高」が60.6億円から、財政計画では約40億円になるということになっております。それで、財政計画はいいんですけども、総合計画は議会の議決がかかるわけですので、あまり精緻に数値を出すことによって、逆に束縛されることになるのではないだろうか。つまり、「経常収支比率」というのは、例えば、地方交付税が大きく減るといった場合、そういう動きでも数値が大きく跳ね上がるということも出てきます。そういう面では、財政計画で計算しておく分にはいいと思いますけれども、総合計画でこの数値を出すのがいいのかどうかということです。その点が一つあります。それから、「地方債残高」も同じ趣旨です。それから「指定管理者制度」であります。これも3カ所を17カ所というふうになりますと、実際に受けてくれるところがないですとか、指定管理者ではなくて行政がやるべきではないかということも出てくるのではないかと思います。これを議会で総合計画を承認しましたといった時には、何が何でも17カ所ということにもなってくると思います。ですからこれは、総合計画のこの基本施策に入れる必要はないのではないかなと私は思うんですが。「経常収支比率」、「地方債残高」については財政計画に載っておりますので、この程度に止めておけばいいのではないかなと思います。つまり、議会の議決がかかるものとそうでないものということで、ここの部分については、区別をした方がいいのではないかと思います。そういったようなことをちょっと感じました。他の部分については大丈夫ではないかと思います。ただ全体と致しましては、先程も申し上げましたように、総合計画と財政計画をうまく連動させているということで、まさにこれからの財政健全化の大事な時代の中で、非常に必要なことなのではないかというふうに思っております。それからあと一つ、全体的に雄武町は、これは北海道の市町村の財政があまりよくないといったことでもあるのでしょうけれども、雄武町は北海道の中では、財政が悪くないという状況であります。以上です。

(成田会長)

ありがとうございました。

(伊藤財務企画課長)

会長、事務局より一言よろしいでしょうか。

(成田会長)

はい、どうぞ。

(伊藤財務企画課長)

ただいま、横山教授からもお話がありましたように、この財政計画の中には「経常収支比率」、「地方債残高」が載っておりますので、この部分については基本計画の中から削除したいということ。また、「指定管理者制度の導入施設」については17カ所ということになりますが、これにつきましては指定管理者制度を取り入れる条例改正をした箇所数が17カ所ということでありまして、横山教授も言われましたように、実際に引き受ける業者がいるのかといった部分については疑問な点もありますので、会長の方から委員の皆さんにお諮りを頂きまして、この場で削除するということが可能であれば、基本計画の指標から除きたいと考えておりますが、如何でしょうか。

(成田会長)

ただいま、事務局から説明がありましたけれども、基本計画の指標から削除するということについて、ご了承頂けますでしょうか。

《各委員》

了承。

(成田会長)

それでは、事務局から説明があった部分については、そのように進めたいと思います。また今後の審議にあたっては、ただいま横山先生からのご意見も色々ございましたが、これらの意見が十分に生かされた中で取り組んで行きたいと思います。

それから、専門部会での割り振りについて事務局から説明がありましたが、確認の意味でもう一度、事務局から説明願います。

(事務局～企画調整係長)

産業建設・環境部会につきましては、政策目標1と政策目標4に関する部分、社会福祉・教育部会につきましては、政策目標2と政策目標3の部分、総務・行財政部会につきましては、政策目標5及び財政計画案についてご検討を頂ければと思います。

(成田会長)

それでは、各委員さんから総括的な質疑等を受けたいと思います。

(吉田委員)

各専門部会に分かれるのはわかったんですけども、この財政計画の中には、

コンクリート状態で固まっているものがありますよね。例えば、国営かんがい排水事業のように動かしようがない事業もあると思います。こういったものについては、今回示された274事業の中にどのくらいあるのか。例えば、我々がこの審議会で幾ら話をしても国営かんがい排水事業の償還金が変わるわけではないですよ。ですから、そういった変わらないものと変えられるものを分けておいてもらわなければ、専門部会で話し合うのはいいんですけども、財政計画の中で変えようがなければ、それは議論から外して行かざるを得ないと思います。その辺について、部会で話をする時には、そういったものを分けて頂けないかなと思うんですけども。

(成田会長)

今のご意見に対して、事務局より説明願います。

(伊藤財務企画課長)

今、例えばということでおっしゃられた、国営かんがい排水事業の償還金というのは、コンクリートということではございません。例えば、通常償還していく方法もありますし、繰上償還の時期をもう少しずらすといった方法もあるでしょうし、色々な考え方が持てます。ただ、財政的な考え方としては、有利な方法として繰上償還ということにしています。

(吉田委員)

そういうやりとりではなくて、事業として既に継続している事業がありますよね。この計画は平成20年度からですが、それ以前からずっと継続している事業があると思いますし、継続して行かざるを得ない事業もあると思います。例えば、部会で話し合った時に、この事業は今年でやめようとなった場合に、やめられるものとやめられないものがあるのではないですかということです。そのやり繰りは別として。そういった事業について、部会で話し合う際に全部フリーに話し合っても問題ないのかということです。やめられないような事業であれば、論議しても無駄ではないだろうかと思ったものですから。役場の中で、それぞれの担当課で審議して出してきたものについて、我々3部会がこの日程の中で、274事業全てについて審議できるわけがないと思う。ですから、省略できる部分というか、すでにやる事が決まっているものと分けたいいのではないかとやっているわけです。

(横島委員)

決定稿ということで最初から外してしまうと、それについて何も言えないということになるのではないかと。

(吉田委員)

皆さんが、この274事業全部に目を通せるのであればいいんですけども、私は通せる自身はありません。ですから、先程言いましたように、少なくとも自分達がやれる範囲でしかできないのではないかとやっているわけです。

この財政計画の中で、かなりの部分はコンクリート状態で固まっていると思うんですが、そんなことはないですか。

(事務局～財政係長)

よろしいでしょうか。

(成田会長)

はい、どうぞ。

(事務局～財政係長)

財政計画の関係でのお話でありましたが、この実施事業調書を全て網羅したものが財政計画になっておりますから、この調書が変われば財政計画も当然、変わるということになります。

(事務局～企画調整係長)

よろしいでしょうか。

(成田会長)

はい、どうぞ。

(事務局～企画調整係長)

今のご意見につきましては、現段階ですぐに色分けするといったことは言えないんですが、ただこれは、専門部会の段階でお示しをさせて頂きたいと思えます。

基本論を申し上げますと、実施事業調書の中に「政策事務分類」という欄を設けてございます。資料6『前期実施計画書コード一覧』の3ページ目の一番下の方に、政策事務分類コードの意味を載せてございます。この政策事務分類コードを設けましたのは、義務的にやらなければいけない事業をある程度分類するといったようなことがあります。例えば、「法定受託事務」というものは、これは、国の法律で市町村に義務付けられている事業であります。ですから、こういう事業については、ほぼ選択の余地がありません。ただ、総合計画上、政策的な位置付けをする必要があるということから、事業調書が作られております。それから「法定自治事務」については、これは、法律に市町村が行うということが義務付けられている、もしくは市町村が行うという位置付けがされている事業であります。ですからこの2点については、吉田委員さんが言われましたコンクリートの分類に入るのかなと思います。そして、「単独自治事務(例規)」であります。これは、町の条例又は規則などによって単独で行うことが決まっているものであります。例えば、乳幼児医療費助成といったものは、町の条例で行っている事業でありまして、こういったものは該当になれば助成をしなければなりません。このような事業につきましても、義務的にやらなければならない事業ということになるかと思えます。そういう意味では、判断の範囲が1番広いものにつきましては、「単独自治事務(その他)」になるかと思えます。その他というのは、法律ですとか条例ですとか、そういった

縛りが基本的に無くて、町にとって必要なので実施している事業ということでもあります。ですから、今のスタンスと致しましては、「単独自治事務(その他)」というものを集中的に見て頂くということになるかと思います。あともう一つ、「単独自治事務(個別計画)」というものがございます。先立って、雄武町にある個別計画の一覧表をお示ししましたけれども、個別計画の中には、法律で策定が義務付けられているものと、事業の実施を前提として作っている計画ががございます。そういった意味では、計画の性質にもよりますが、ここの部分についても判断の余地があるかというふうに思います。そういったことから、吉田委員がおっしゃったことについて、事業をある程度分けて、時間の範囲内で集中的に見るとするならば、この政策事務分類の「単独自治事務(その他)」と「単独自治事務(個別計画)」に絞って見て頂くということが一つの方法として考えられるのではないかと思います。ただこれについては、もう少し精査をさせて頂きまして、専門部会を開催する時に審議の方法について、もう少し詳しくご説明をしたいと思います。

(成田会長)

吉田委員からご提案のあった事項については、ごもっともな部分もあろうかと思えます。それらについては、今後の専門部会の中で、意見に沿った方向で進めたいということではありますが、よろしいでしょうか。

《各委員》

了承。

(成田会長)

ありがとうございます。

そ の 他

(成田会長)

それでは時間もなくなりましたので、ここで、横山先生から最新の情報提供がありましたらお願いしたいと思います。

(横山教授)

今回、夕張のことについて夏休みに原稿を書きまして、地方自治職員研修という自治体職員向けの雑誌に論文を書いたんですけども、夕張の場合ですと、やはり非常に不適切な会計間操作をやって赤字再建団体になったと言われるんですけども、実は80年代の積極投資なんです。もうこれは身の丈を超えるくらいに地方債を発行して、観光開発投資を中心にやって行った。実は今回はっきり分かったのは、92年の段階で赤字再建団体になっている、あるいはそれに近い状態であったということなんです。逆に、赤字再建団体を回避するために会計間操作に走ったという感じです。ですから、92年から会計間操作が始まっているんです。それで、やはり身の丈を超えた積極投資、それもどち

らかという住民のためになるものというよりは、むしろ観光開発投資、その中身がロボット館であったりして、あまり観光客も来ないような投資をやって、それで結局、借金返済費である公債費が膨大になってしまった。公債費が多くなるということは、住民向けの事業がそれだけしづらくなるわけです。それで、一方では地方交付税が減ってきている。特に産炭地の場合はそうだったんですが、そして貯金も取り崩して、借金返済費だけが増えて行く。ですから、家庭で言えば、収入が減ってしまって借金のローンはいっぱいあるという状態です。それで、ちょっと残っていた貯金を取り崩しましたと、こういう状態であったと思います。もう一方で夕張市は、行政改革が全然進んでいない。ですから、そういう面では、財政状態が悪い中で、まちづくり展望というものほとんど無かったということで、赤字再建団体に繋がって行ったのではないかと思います。そういう意味で言えば、雄武町の場合は財政的にはしっかりしているんですけども、やはり、これから自治体が考えて行かなければいけないことは何かと言うと3つぐらいあると思います。一つは、住民に対して財政の情報をしっかりと流して行くということが必要になります。これが一つです。それからもう一つは、やはり着実に総合計画を作って、それも財政計画と連動させるような総合計画をしっかり作って、その総合計画に基づいた事業展開を自治体がやって行く。総合計画に無い大きな事業が突然入ってくるということは、やはりこれからは避けなければならない。そういう面でも、総合計画というのは非常に大切な意味を持つというふうに思います。そして、あとは必要な行政改革はしっかり進めて行く。そうして行けば自治体は大丈夫であると思います。そういったところをしっかりとしないと、自治体の財政が悪くなって行けば、結局、地域の産業にとっても大きな影響が出ます。地域の産業向けの財政支出をやれなくなってしまうということになります。今、北海道の財政が悪いということで、今度もおそらく、道職員の人件費削減も当然やらなければならない状況であると思いますけれども、結局、道財政が悪いということで、今は地域の産業政策もなかなか打てないんです。北海道庁の財政を見ていて増えているのは何かと言ったら、介護保険の給付費だけです。介護保険の道負担分というのが高齢化でどんどん増えているんです。雄武町も勿論増えてはいると思います。こういうような状況でして、そういう面では、やはり財政規律を持ったまちづくりというのは非常に大切なことだと思いますので、財政計画と連動させる総合計画を作ろうとしているこの意欲は、高く評価していいと思います。

それから今度、新しい財政の法律ができました。自治体財政健全化法という法律ができました。これは2009年度に施行されます。今までは、一般的な自治体と、今は全国で夕張しか無いんですけれども、財政が相当悪くなった時の財政再建団体、この2つしかありませんでした。一般団体が財政再建団体、

どちらかしかないんです。財政が多少悪くても今は一般団体になります。今度は、自治体財政健全化法というものができて、一般団体と財政再建団体の間に、財政健全化団体というものを置いたわけです。これは、財政が相当悪いわけではないけれども注意して下さいね、ということで財政健全化団体というものを置いたわけです。ちょうどサッカーに例えますと、財政再建団体というのは、急にレッドカードを発せられるといったものです。財政健全化団体というのはイエローカードのようなものです。そういったものができますので、そういう面で言うと、財政が非常に厳しい自治体にとっては戦々恐々としているところがあるかと思います。ただ、財政健全化団体の方は、今までの財政再建団体と違ってそんなに大きな国の関与はありません。注意して下さいねということになるわけです。しかし、いずれにしても、財政健全化団体になるということも困ったことですので、そうならないようにすることは必要になります。ただ、どれくらいの自治体が財政健全化団体になるかということ、実は財政健全化指標というものがあまして、実質赤字比率、公債費比率、将来負担比率といったものが4つほどあるんですけども、その比率が一定の数字を超えているものについて、財政健全化団体になるわけですが、この数字がまだ明らかになっておりません。おそらく、10月頃に決まるのではないかと思います。雄武町については問題ないと思いますが、こういった数字なども今度出てきます。やはり、財政規律を持った自治体のまちづくりというのは、これから非常に大切になるのではないかと思います。そういう面で言っても、この総合計画づくりというのは、すごく大切な意味を持っているということになりますし、雄武町がこの総合計画を財政計画と連動させてやろうとしている点、これは評価したいと思います。そういうことで、自治体を取り巻く環境が大分変わってきているということをお願いしたいということと、最後はやはり、まちづくりというのは、地域の中で人々が安心・安全に暮して、そして経済も産業も活発になって雇用も生まれるということです。ですから、人々が安心・安全に暮らし、経済も活発化するということを実現するためには、ある程度自治体の財政が良くないとできないということです。そういうことも含めて、是非しっかりとした総合計画を作って頂ければと思います。

以上です。

(成田会長)

はい、ありがとうございました。

閉 会

(成田会長)

今日は、若干時間をオーバー致しました。10月中に答申をまとめるということで、これからまた何度か審議の過程があるかと思います。どうぞ最後まで

皆さま方のご協力をよろしくお願い致します。

今日はこれで終わりたいと思います。どうもご苦労様でした。